










-  特集:市民活動 ～田辺づくりへの取組～
-  ティナと国際交流
-  みんなの広場
-  税源移譲
-  街角だより
-  図書館だより
-  議会だより
-  情報BOX
-  各種相談・休日急患診療所

議会だより



田辺市議会12月定例会

平成18年度一般会計補正予算、田辺市副市長定数条例の制定についてなど38議案を可決。平成17年度田辺市一般会計歳入歳出決算など各種会計決算20件を認定。

平成18年12月定例会は、11月28日に開会し、田辺市副市長定数条例の制定をはじめ、平成18年度一般会計・特別会計等の各種補正予算など、市長提出議案34件をすべて原案のとおり可決しました。また、市長専決処分事項の報告を承認したほか、意見書3件を可決、人権擁護委員の推薦については異議なしとして、12月21日に閉会しました。また、12月8日、11日、12日の3日間にわたり、10人の議員が一般質問を行いました。

条例関係

『田辺市副市長定数条例の制定について』等、7件

補正予算

『平成18年度田辺市一般会計補正予算(第7号)』等、8件

その他議案関係

『第一次田辺市総合計画基本構想について』等、19件

決算の認定

『平成17年度田辺市一般会計歳入歳出決算について』等、20件

人権擁護委員候補者

人権擁護委員候補者として松本至弘氏(龍神村西)、田上殖氏(鮎川)を法務大臣に推薦することについて、「異議なし」としました。

意見書

『全国森林環境税の創設を求める意見書』
 『国際刑事裁判所条約批准に関する意見書』
 『「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書』

◆一般質問と答弁の要旨

特別支援教育について

問	答
「軽度発達障害のある子供の幼児期における支援体制はどのようになっているか。」	「発達障害児に対しては、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であり、市では、4か月、7か月、1歳6か月、3歳児全員に健診を、11か月、2歳児全員の保護者に育児相談を実施する中で軽度発達障害の早期発見に努めている。その中で軽度発達障害の疑いがあると思われた場合、臨床心理士による発達障害相談や親子教室で継続して観察や支援を行いながら、発達障害児が早期から発達支援を受けることができるよう、その保護者に対し相談や助言を行い、発達障害者支援コーディネーターと連携し、医療機関や療育機関への紹介、通園施設等での支援へとつなげている。軽度発達障害のある子供の個別支援計画の作成については、昨年10月から発達障害を有する障害児者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援体制整備事業を実施している。個別の支援計画については、乳幼児等の就学前、就学中、卒業後とそれぞれの段階において、中心となる機関等を定めて、関係者の連携、協力体制の下、作成することとなるが、その計画が実効性のあるものとするためには、医療、保健、福祉、教育等の関係者が組織する連絡調整会議が必要となる。そして、その組織づくりには、参加する関係者の範囲、広域調整事項も多くあり、現在、関係機関と協議を行っているところである。発達障害のある子供の支援のため、今後も体制の整備に向け取り組んでいきたい。」

子育て支援について

問	答
「『つどいの広場』の利用状況はどうか。また、今後どのように取り組んでいくのか。」	「国の『子ども・子育て応援プラン』において、全国に設置されている『つどいの広場』を平成16年度の171か所から、平成21年度までに1,600か所に増設するとの目標を掲げ、積極的な事業推進が図られている。本市においては、本年7月から地域子育て支援センター事業の一環として、非常設ではあるが新庄総合公園で保護者と子供が気軽に集える場所の提供を行っている。7月から9月までは月2回、10月からは週1回の月4回、午前10時から午後3時まで開設している。公園に来られる親子が気軽に立ち寄ることができ、お互いに和み、世間話や情報交換をすることで、子育てへの不安や精神的な負担感を軽減できるように環境や雰囲気づくりに努めており、同時に職員による子育て相談や保育指導なども行っている。利用状況については、1日当たり平均20組、43人の参加があり、回を重ねる毎に参加者が増えている状況にある。今後においても、できる限りの運営向上に取り組んでいきたい。」

緑の雇用について

問	答
「前知事が推進した緑の雇用事業による就業者にとって、知事の退任に伴う不安感があるが、今後も事業は継続されるのか。」	「緑の雇用事業は、森林等の環境保全で新たな雇用機会を創出することにより地域の活性化を図ろうと、和歌山県が提唱し、平成14年度から国の緊急雇用創出特別基金事業を活用する形で始め、その後、緑の雇用担い手育成対策事業として国が制度化したものである。毎年度森林組合が緑の研修生としてU・ターン者及び地元雇用を行い、研修生は一定期間の研修の後に森林作業員として就業している。この事業は、広大な森林面積を有し山村地域を抱える本市にとっても、森林の整備保全と地域の振興に寄与するものと歓迎しているところであるが、これまで県が強く勧めていた事業だけに、今後の動向は大変気になるところである。現段階での県の基本的な考え方は、これまでの森林・林業施策は引き続き実施するとともに一層推進していくとのことであり、緑の雇用事業についても森林作業員の確保の点から、今後も就業者の補充を行うとともに、現在の就業者に対する生活保障の面からも森林整備の事業量を確保する考えのようである。このような県の事業は本市にとっても大変重要な施策であるので、その一層の推進を要望していきたい。」

公共事業の入札制度について

問	答
「国内の至る所で談合問題が発生しているが、市として談合を防止するための努力をしているのか。」	「公共工事の入札及び契約は、透明で公正な競争を促進し、良質な社会資本の整備を効率的に推進することが求められるが、最近では全国で公共工事の発注を巡る談合事件が相次いでおり、公共工事に対する国民の信頼は大きく揺らいでいる。市においてもこうした事態を深く受け止め、公共工事の発注について更に厳正な姿勢で臨みたいと考えている。これまでも、入札過程等における各種情報を公表することで、透明性の確保と公正な競争の促進に努めており、談合情報の適用範囲の拡大や各関係法令の運用による指名停止処分等のペナルティ強化など、不正行為を排除するための措置を講じている。また、平成19年度から入札契約に係る諸制度の見直しを検討しており、談合防止対策についても、一般競争入札の導入・拡大をはじめ、指名競争入札に係る指名基準や入札情報の公表方法の改善等、談合防止を徹底するための取組を進め、公正・透明で競争性の高い入札制度の実現に向けて取り組んでいきたい。」

防災対策について

問	答
「農地復旧のための公的補助について、田辺市が被災した場合の復旧に対して、どう考えているか。」	「被災地の復旧には諸法令の規定により、国庫補助等の支援措置が行われることになり、農地災害については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助により財政措置が行われることになる。災害復旧事業に係る受益者の分担金の金額については、田辺市分担金徴収規則の中で『市が負担すべき金額の50%の金額』を超えない金額と定めており、実際の受益者の分担は国庫補助金を差し引いた後の2分の1の金額となっている。ただし、災害の規模や内容によっては、早期復旧の促進を目的として分担金の額の減免も考えられる。いずれにしても、災害後の早期の復旧や復興は行政の責務であることから、大きな災害を経験された自治体や先進的な取組をされている自治体の事例なども考慮に入れつつ、地域防災計画をより実効性の高いものにしていきたい。」

山間部の災害時における迂回路対策について

問	答
「孤立状況にある集落が安心して生活できる迂回路対策の取組を。」	「田辺市は89%が森林で、気候は海岸部の温暖多雨な太平洋型気候から、山間地の寒暖の差が厳しい内陸型の気候まで広範囲にわたり、土砂崩壊等の災害が多い地形となっている。市民が安心して暮らしていくためには、災害時に孤立化しないことが大切であり、災害時における迂回路対策については、広大な市域における地域の実情を踏まえ、長期的に取り組んでいきたいと考えている。また、災害時には、被災箇所近隣の可能な箇所において仮設道路等の施工を行い、周辺住民の孤立化を防ぐよう努めるとともに、被災箇所の早期復旧に全力で取り組んでいきたい。」

限界集落への対策について

問	答

「存続が危ぶまれる地域に支援策を講じることができないか。」	「本市においても、山村地域における高齢化は進んでおり、65歳以上の方が70%を超える『超限界集落』といわれる大字がある。旧町村地域で居住されている大字集落は、平成18年3月末で84字あり、そのうち13字が『超限界集落』となっている。このような状況は、全国的な課題でもあり、国の国土審議会においても、今後の集落機能の維持・再編成の考え方が検討されている。その中で、集落の移転を伴わない方法として、中心的な集落の機能を強化することにより周辺集落の機能を補完する方法や、生活圏を同じくする複数集落が新たな地域組織を形成して広域的に集落機能を担う方法、また隣り合う集落との統合による方法などが挙げられている。集落の維持活性化については、その重要性を十分認識しており、今後その実態をさらに把握し効果的な手立てを研究、検討していく必要があると考えている。」
-------------------------------	--

介護保険制度改正に係る問題点と対策について

問	答
「介護保険法の改正により実施されている地域支援事業全般の事業内容と現状はどうか。」	「平成17年6月に改正された介護保険法では『予防重視型システムへの転換』として、新予防給付及び地域支援事業の創設や、『新たなサービス体系の確立』として、地域密着型サービス及び地域包括支援センターが創設された。特に、これまで実施してきた高齢者福祉事業や老人保健事業等は、より一貫性を持って継続的・効果的に介護予防を推進するため、また、総合的な高齢者支援を図る観点から『地域支援事業』として再編された。これにより、要支援・要介護状態になる前からの総合的な介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、平成18年度においては介護保険給付費の2%を財源として、介護予防事業・包括的支援事業・任意事業の三事業を実施している。また、地域支援事業の財源を有効に活用するため、生きがい活動支援通所事業のサービス内容を見直し、地域支援事業に合わせた運動指導等の予防事業を行っており、現在11か所の施設で430名の方が利用されている。生きがい活動支援通所事業利用者への今後の対応については、利用者の意見も伺った上で介護予防事業と併せて検討したい。」

重度障害者のリハビリ問題について

問	答
「診療報酬改定により医療でリハビリテーションが受けられなくなった人の受け皿を整備できないか。」	「平成18年4月の診療報酬改定の主な内容として、リハビリテーション疾患別体系への見直しがあり、疾患ごとに算定日数の上限が設定された。ただし、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合で、厚生労働大臣が定める疾患に該当する患者については、算定日数の上限を超えてもリハビリテーションを受けることができる。本市周辺の病院等でもこの診療報酬の改定を受けて、算定日数の上限を超えた場合は介護保険でのリハビリテーション等へつなげている状況である。なお、厚生労働省の中央社会保険医療協議会では、患者へのアンケートを実施し、アンケート結果を見て、次の改定での見直しの是非を決める予定である。また、介護保険制度では施設通所や在宅においてリハビリテーションを受けられる制度があり、介護保険制度を利用できない障害者の場合には、身体障害者更生施設でのリハビリテーションもある。また、10月に施行された障害者自立支援法では機能訓練事業が位置付けられており、現在策定中の障害福祉計画にサービス利用見込み量の目標数値を定めることになっているため、計画への適正な見込み量の設定と計画策定後の見込み量の期間内の達成に向けて、今後も関係機関と協議していきたい。」

応急小口資金貸付制度の充実について

問	答
「現行5万円の貸付限度額を10万円に増額できないか。」	「応急小口資金貸付制度は、市民に対し応急に必要とする小口資金を貸し付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図るという目的で、昭和46年4月1日から始まり、当時の貸付限度額は2万円であった。その後、利用者の利便を図るため昭和49年4月に3万円に増額、昭和63年からは貸付利息を廃止して無利子とし、平成12年4月からは5万円に増額し現在に至っている。この制度は、災害や疾病等により生活資金等がひっ迫したときなど緊急に資金を貸し付ける生活等が安定するまでの応急的な制度という位置付けになっている。貸付金額を増額した場合、分割返済額の増額や返済期間延長などにより、かえって生計を圧迫させてしまうことも予想され、また、条件等によっては貸し付けられない場合が増えることも考えられ、応急的な制度という目的にそぐわなくなる危惧も生じるとともに、前回の増額以降の物価等の変動や社会・経済情勢等から勘案しても当面、現在の金額が妥当ではないかと考えている。」

◆委員会等の活動状況

- 総務企画委員会
(10月26日・27日、11月28日、12月18日・21日)
- 経済環境委員会
(10月24日・25日、11月28日、12月18日・21日)
- 建設消防委員会
(10月19日・20日、11月28日、12月15日・21日)
- 文教民生委員会

(10月17日・18日、11月28日、12月15日・21日)

◇平成17年度一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算関係議案の審査をはじめ、平成18年度一般会計及び特別会計の補正予算及び関連議案の審査を行いました。

■議会運営委員会

(11月2日・24日、12月11日・21日)

◇12月定例会運営等に関する事項について

■田辺市総合計画調査特別委員会

(10月23日11月6日、12月15日・21日)

◇田辺市総合計画策定に関する事項について ※12月21日をもって終結

■高速道路及び国道バイパス促進特別委員会

(12月13日)

◇高速道路及び国道バイパスの延長促進に関する事項について

市議会には、年4回(3月、6月、9月、12月)開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。次は3月定例会の予定です。日程など、詳しくは議会事務局(TEL0739-26-9940)にお尋ねください。

